

四日市市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第33号

四日市市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則

四日市市消防本部の組織に関する規則（昭和59年四日市市規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表（第8条関係）			別表（第8条関係）		
組織		事務分掌	組織		事務分掌
総務課	総務係	(1)及び(2)（略） (3) <u>公告式及び公印に関する</u> こと。 (4)（略） (5)（略） (6)（略） (7) <u>職員の給与及びサービス</u> に関すること。 (8)（略） (9)（略） (10)（略） (11)（略） (12)（略） (13)（略） (14)（略） (15)（略） (16)（略） (17)（略）	総務課	総務係	(1)及び(2)（略） (3) <u>公印に関する</u> こと。 (4) <u>公告式に関する</u> こと。 (5)（略） (6)（略） (7)（略） (8) <u>職員のサービス</u> に関すること。 (9) <u>職員の給与に関する</u> こと。 (10)（略） (11)（略） (12)（略） (13)（略） (14)（略） (15)（略） (16)（略） (17)（略） (18)（略） (19)（略）

		(18) (略) (19) (略)			(20) (略) (21) (略)
	装 備 係	(1) (略) (2) 消防施設及び装備の 維持管理及び修繕に関 すること。 (3) 物品の調達に関する こと。 (4) (略) (5) 消防用自動車の修繕、 点検及び車体検査等に 関すること。		装 備 係	(1) (略) (2) 消防施設及び装備の 管理に関すること。 (3) 物品の調達及び修繕 に関すること。 (4) (略)
消 防 救 急 課	警 防 係	(1) 警防及び救助業務の 計画、研究及びその運用 に関すること (2) (略) (3) 消防訓練計画に関す ること。 (4) (略) (5) 指揮隊に関すること。 (6) (略) (7) (略) (8) (略) (9) 高速道路連絡協議会 に関すること。 (10) 土地開発の事前協議 に関すること。 (11) (略)	消 防 救 急 課	警 防 係	(1) 警防及び救助業務の 計画及びその運用に関 すること。 (2) 警防及び救助技術の 研究及び指導に関する こと。 (3) (略) (4) 消防及び水防訓練計 画に関すること。 (5) (略) (6) 指揮支援に関するこ と。 (7) (略) (8) (略) (9) (略) (10) (略)

	地域 安全 係	(1) (略) (2) <u>水防訓練計画に関する</u> <u>こと。</u> (3) <u>消防団活動の調整に</u> <u>関すること。</u> (4) <u>消防団員の定員、任</u> <u>免、給与、服務等に関する</u> <u>こと。</u> (5) <u>消防団員の表彰に関</u> <u>すること。</u> (6) <u>消防団員の公務災害</u> <u>補償に関する</u> <u>こと。</u> (7) (略)		地域 安全 係	(1) (略) (2) <u>消防団に関する</u> <u>こと。</u> (3) <u>高速道路連絡協議会</u> <u>に関する</u> <u>こと。</u> (4) <u>土地開発の事前協議</u> <u>に関する</u> <u>こと。</u> (5) (略)
	救命 救急 室	(1)から(4)まで (略) (5) <u>救急物品の調達及び</u> <u>修繕に関する</u> <u>こと。</u> (6) <u>その他救急に関する</u> <u>こと。</u> (7) (略)		救命 救急 室	(1)から(4)まで (略) (5) (略)
	防災 教育 センター	(略)		防災 教育 センター	(略)
予防 保安 課	安全 指導 係	(1)から(7)まで (略) (8) <u>危険物施設の火災及</u> <u>び事故発生の届出に関</u> <u>すること。</u> (9) (略)		予防 保安 課	安全 指導 係 (1)から(7)まで (略) (8) <u>防災協会及び関係団</u> <u>体に関する</u> <u>こと。</u> (9) (略) (10) <u>危険物施設の火災及</u> <u>び事故発生の届出に関</u> <u>すること。</u> (11) <u>課の庶務に関するこ</u>

					と。
	予 防 係	(1)から(6)まで (略) (7) <u>防災協会及び関係団 体に関すること。</u> (8) (略) (9) <u>課の庶務に関するこ と。</u>		予 防 係	(1)から(6)まで (略) (7) (略)
	保 安 係	(略)		保 安 係	(略)
情 報 指 令 課	指 令 第 1、 2、3 係	(1)から(5)まで (略) (6) <u>四日市市、桑名市及び 三重郡菰野町消防通信 指令事務協議会</u> に關す ること。 (7)及び(8) (略)		情 報 指 令 課	指 令 第 1、 2、3 係 (1)から(5)まで (略) (6) <u>四日市市及び桑名市 消防通信指令事務協議 会</u> に関すること。 (7)及び(8) (略)

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(消防本部総務課)